

令和4年度第1回水質基準逐次改正検討会議事録

日時：令和4年6月27日（月）13：30～14：35

場所：オンライン会議

出席委員：松井座長、浅見委員、泉山委員、伊藤委員、亀屋委員、小林委員、西村委員、
広瀬委員

○渡邊室長補佐 定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回「水質基準逐次改正検討会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙なところ、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、開催に当たりまして、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道水質管理官の横井より挨拶を申し上げます。

○横井水道水質管理官 水道水質管理官の横井です。

本日はお忙しいところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。

前回の検討会に引き続きまして、新型コロナウイルスの感染対策の一環といたしまして、オンライン会議とさせていただいております。御不便があるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事でございますけれども、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえた農薬類の目標値の見直し、水質検査結果に基づく陰イオン界面活性剤の取扱い、WHO飲料水水質ガイドラインについて更新があったことへの対応などを予定しております。

水道の水質管理の向上につながりますよう、忌憚のない御意見を頂戴できればと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊室長補佐 本日の委員の出席状況でございますが、8名の委員全員に御参加いただいております。参考資料1に委員名簿がございます。画面へ共有させていただきまして、委員のご紹介に代えさせていただきます。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、先ほど挨拶を申し上げた横井、室長補佐の上島、私、室長補佐の渡邊が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、事前に委員の皆様にお送りさせていただいたところですが、議事の進行中も該当の資料を画面上に表示させていただきますので、画面を御覧いただければと思います。

次に、参考資料2の検討会の運営要領に基づきまして、座長を選出させていただきます。座長は、第1回検討会において構成員の中から選出することとしております。事務局としては、これまでの検討会で座長を務めていただいております松井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

○渡邊室長補佐 どうもありがとうございます。

それでは、ここからの進行は松井座長にお願いしたいと思います。

なお、ビデオの設定はオフにさせていただいても差し支えありませんが、御発言される場合は、まず、ビデオをオンにいただき、座長から指名を受けた後に御発言をお願いいたします。

それでは、松井座長、よろしくをお願いいたします。

○松井座長 北海道大学の松井でございます。

前回に引き続きまして、今回も座長を御指名いただきました。前回と同様に皆様方から忌憚のない御意見をいただき、議事をまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入る前に、検討会の公開の取扱いについて、事務局より説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○渡邊室長補佐 検討会の公開の取扱いにつきましては、参考資料2の運営要領にあるとおり、検討会において決定するとされております。個人情報の保護等の特別な理由がない限り公開するとしておりますので、本日の検討会も公開とし、また、委員の氏名等、会議資料、議事録についても併せて公開といたします。

資料につきましては、取りまとめ前の調査結果などは非公開としておりますが、本日の資料については、全ての資料を公開したいと考えております。

○松井座長 ありがとうございます。

特によろしいでしょうか。

それでは、そのような取扱いでお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思ひます。議題(1)「水質基準等の改正方針(案)について」でございます。まず、事務局から資料1の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○上島室長補佐 事務局の上島です。

資料1「水質基準等の改正方針(案)について」でございます。

まず、資料1の1と2を説明させていただきます。1ページでございます。水質基準については、平成15年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」で、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされており、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めております。今回は、食品健康影響評価の新しい評価、検出状況等による見直しを検討いたします。1ページについては、現在の

体系図と答申の一部を抜粋しております。2ページになりますが、農薬類については、現在水質基準に位置付けられている物質はなく、水質管理目標設定項目の一つとして「農薬類」が定められております。水道水の評価方法は、個々の農薬について検出値を目標値で除した値を計算し、それらを合算した値が1を超えないこととする「総農薬方式」を採用しており、測定を行う農薬は、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して選定しているところです。農薬類については、2ページの表1のように検出状況等を勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬115物質を「対象農薬リスト掲載農薬類」として整理し、これらの以外の農薬についても要検討農薬類、その他農薬類と分類しています。

昨年度のパブリックコメントも含めて、目標値の表現がわかりにくいと話をいただきましたので、参考として補足の説明をつけさせていただきました。1ページの体系図の2段目にあります水質管理目標設定項目は、一般環境で検出されている物質、今後水道水中で検出される可能性がある物質などを水道水質管理上留意すべき物質として設けているものとなります。この項目の「農薬類」については、水道水のもととなる水中に存在していた農薬が、水道水中に含まれる場合を考慮して目標値を設定しており、水道水を作る過程で農薬を入れることはありません。目標値とは、目標とする濃度でなく、これを超えないことが望ましい濃度のことであり、水道水中ではなるべく低い濃度であることが望ましいとする考え方となります。このための水質管理の目安となる濃度として目標値を設定しております。

3ページの2農薬類の目標値等の見直し案についてです。

令和4年5月末までに内閣府食品安全委員会により食品健康影響評価が示された物質は表2になります。表の中央、新評価ADIが新たに評価された許容一日摂取量となります。現行と異なるものは網掛けをしております。この新評価ADIで算出したものが新評価値となります。新評価値の算出方法といたしましては、内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI)を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出しております。

今回網がけになっておりますイプロジオンは、令和元年度から代謝物を原体へ換算し、測定することとなり、要検討農薬類に位置付けられております。現在のところ、新評価値の1/100以下であるが検出事例があります。シフルトリンはそもそも検査地点が少ないですが、現在のところ不検出となっております。4ページの(2)目標値の見直しについて方針でございます。要検討農薬類イプロジオンの目標値を0.05mg/Lに、その他農薬類シフルトリンの目標値を0.06mg/Lに変更と考えております。これらはパブリックコメントを実施せず、年度内に開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会に報告した上で、令和5年4月1日から適用することを想定しております。

2の内容についての説明は以上です。ご審議お願いいたします。

○松井座長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見、お気づきの点などございましたら、お願いします。

(委員への質問確認)

特にないようですので、今回の食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直しについては、ただ今説明いただいた方針案で進めていただければと思っております。ありがとうございます。

次に進みたいと思います。資料1の1と2を説明いただいたので、資料1の3にまいります。これにつきましても、事務局から説明をお願いします。

○上島室長補佐 資料1の4ページ、3水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類見直しについてです。

表3が第8回厚生科学審議会生活環境水道部会です承されております分類の要件になります。こちらに従い検討を行います。

(2) 集計および検討結果にまいります。

水質基準項目等の検出状況については、資料1参考2にとりまとめております。資料1参考2についてはのちほど説明させていただきます。とりまとめた結果については、資料1の5ページにあります表4にまとめています。

今回水質基準項目で見直しにあてはまったのは陰イオン界面活性剤となります。水質管理目標設定項目では該当するものではありません。

最近の検討会では、「陰イオン界面活性剤」については、3年連続ではありませんが、基準値10%値超過地点があること、対象となる直鎖アルキルベンゼンスルホン酸を含めた陰イオン界面活性剤の販売量が横ばいで安定していることとして、引き続き水質基準項目とし、給水栓水での検出状況を注視していことが適当とされました。

陰イオン界面活性剤については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の第1種指定物質に三つの陰イオン界面活性剤がございます。これらの出荷量をまとめますと図2ようになります。この図の上の線が水質基準項目の陰イオン界面活性剤として検査している直鎖アルキルベンゼンスルホン酸のその塩の出荷量となっております。陰イオン界面活性剤の三つの中では最も高い出荷量となっておりますが、徐々に減少してきているものとなります。2019年はポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウムの出荷量が上がり、2020年は若干減少しておりますが、近年増えている状況になります。

陰イオン界面活性剤については、平成25年度より基準値50%値超過地点はなく、直近の5年で基準値10%値超過は平成29年の1年のみとなっております。そのため、直近5年で基準値10%超過地点がなくなった場合に、出荷量や排出量の状況等を考慮して、水質管理目標設定項目への変更を検討していく方針を事務局から提案いたします。

それではとりまとめの資料1参考2の検出状況について御説明をさせていただきます。1ページから8ページまでは水質基準項目の分類の評価状況、見直しに関する資料となっております。9ページ以降の実際の検出状況を説明させていただきます。

水質基準項目1項目目の一般細菌でございます。基準超過地点が4地点ございます。4地点につきましては聞き取りを行いましたところ、すべて採水による誤検出とのことで、再検査では不検出とのことです。また、残塩もあり、水質の悪化ではないとのことです。この後も水質基準項目の基準超過を中心に見てまいります。次に基準の21番塩素酸ナトリウムの管理が不十分であったなどの理由がありました。昨年度の検討会で対応策、管理の方法についてお示したところですが、各水道事業者において管理を徹底していただければと思います。引き続きこの検討会でも基準超過の状況については確認していきたいと考えております。次に消毒副生成物である水質基準項目23番クロロホルム、24番ジクロロ酢酸、28番トリクロロ酢酸になります。例年同様引き続き超過地点がございます。これらの理由は、水の滞留や有機物の影響などが挙げられております。末端の滞留しやすいところでは、時間がかかってしまい消毒副生成物が増加するとのことです。配水の仕方の検討や定期的なドレンなどの対策をとって解消したとのことです。また、有機物の影響としては、活性炭使用などの浄水処理の強化をして対応したとのことです。資料1参考2については以上になります。

最後は検出状況の補足となりますが、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の見直しの方針についてご審議、検出状況にコメント等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○松井座長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見、お気づきの点がございましたら、お願いします。

○浅見委員 ありがとうございます。

一番目の陰イオン界面活性剤に関しましては、こちらは発泡性とのことから水質基準になっていると理解していますが、今のところ陰イオン界面活性剤によって重篤な発泡の事故はないとか、検出の事例がほとんどないとのことです。経過の様子を見て、使用量が減少していったら、検出もないとのことであれば、そのように見直しのルートにのるのはいいのではないかと思います。もう一点ですが、説明いただいた基準超過の状況ですが、以前も発言させてもらったのですが、水道水質基準超過とは非常に重要なことと思っております。5000人以上、数万人以上に水道が供給されている状況で、令和元年の夏の基準超過の結果が今報告されていることになります。修正があったとのことですが、3年も経つと担当者が変わってしまっていたり、値の修正にも時間かかるとのことで、このようなことで改善を早く進めることに時間がかかっているのではないかと危惧しているところです。基準超過については飲料水健康危機管理実施要領に基づいて報告をしていただくことになっており、継続している場合に報告となっているということですが、例えば処理場で対応をして、基準超過だと、普通だったら、すぐに再検査されると思います。粉末活性炭等を注入して対応された場合ですとか、再検査して間違いでないことがわかった

場合には、原則として超過であれば、水道課に連絡してもらおうよう徹底していただくことができないかと思っています。最近新型コロナウイルスの患者さんの数も毎日集計できるようになってきています。3年もかかってくるのは何とかならないかと思っています。水質に関して間違いないデータがなるべく早く集まり、次の対策につなげてもらえるように、年度ごとの集計を早めることを検討するなり、もしくはワーキンググループなりで検討するなど、お願いできればと思います。

○上島室長補佐 飲料水健康危機管理実施要領に基づいて報告をいただくのは、継続して基準を超過した場合であり、その部分については各水道事業者等から御連絡いただけていると感じております。ただ、このように毎年水質基準超過の地点があるということで、今回の検討会もそうですけれども、聞き取りもして、どういった理由なのか、何か対策をとったのかというところフォローアップしていきたいと考えております。集計について、基準超過の集計を早くできないかという先生のご指摘については、どういったやり方がいいのか、さきほどワーキンググループという話がありましたが、技術的にできること、望ましい状況等を考えていかないといけないとご発言を受けて感じております。どこからできるのか考えていきたいと思っております。御意見をいただき、ありがとうございます。

○小林委員 陰イオン界面活性剤の分類見直し自体は判りましたが、発泡性の事故も減ってきているという認識でよろしいのでしょうか。主要な界面活性剤の出荷量の推移について資料1に記載がありましたが、今後、陰イオン界面活性剤以外の発泡性物質を注視していく必要があるということではなく、発泡性の事故自体が減っているという理解でよろしいでしょうか。

○上島室長補佐 事故状況については、厚労省の水道水質管理室の方で毎年調査しております。発泡の件数は一桁程度で、事故の回答全体は150～200件程度となっております。近年は1～3件ですが、その発泡が陰イオン界面活性剤かどうかまでは調査しておりませんので、不明ですが、発泡があるというものとなります。件数からすると少なくなっていますが、報告はありませんが、ニュースなどで発泡というものがありますので、水道事業者等がしっかりと対応いただいていると思っております。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤委員 陰イオン界面活性剤の状況ご説明とおりでと思います。補足的にコメントさせていただきます。

現行の基準項目は、実質的に健康項目と性状項目に分かれているわけですが、オフィシャルにはこの分類は示されていません。亜鉛以降が性状項目ですが、それは作った時に意図

的に区別していないのです。その背景としては、健康に関連する項目と性状に関連する項目について、これからは同等に重要なものと考えようではないかというコンセプトがあった。その典型が、かび臭2物質が基準項目に加えられたというわけです。ただ、同等に重要と言いつつ、基準を超過したときの取扱いについては若干の違いがありますが。そういったことを認識した上での発言ですけれども、浅見委員ご指摘のように、この項目は性状項目であり、その理由は発泡性である。水道水の性状としては、発泡現象が起きるかどうかがエンドポイントです。基準値以下であれば、発泡は起きないわけです。ご説明のとおり、ルール上は基準値濃度の10%超過がみられるかどうか判断条件になるのですが、とはいえ、まったく健康項目と一緒に取り扱うこともないのではないかと考えます。基準値以下であって、発泡が起きていないことが明らかであるならば、健康項目と同等にシビアに扱うこともないのではないかと。そういう見方も含めて、今後検討も進められてはと思います。一方、小林委員ご指摘のとおり、発泡現象がおきているのかどうかという、実際上の懸念もあるわけです。現在の基準体系の中では、陰イオン界面活性剤と非イオン界面活性剤というのが項目であり、物質の濃度で発泡性をコントロールしている。一方、臭気や味のように、発泡が起きているかという視覚的な検査もあるかもしれない。発泡性自体でコントロールする道もないわけでないということです。付け加えた点も含め、以上になります。

○上島室長補佐 伊藤委員ありがとうございます。

発泡性は物質ではなく、発泡性として取り扱うことはあるのではないのかということ、健康関連項目と性状関連項目の取扱を一律にしなくてはいいいのではないのかという御意見をいただきました。

今回お示した改正の方針については、今後の数年間の推移を確認しつつ、その中で検討会に諮らしていただくことを考えております。いただきました御意見を参考にさせていただきますして、事務局として検討、資料の確認をさせていただきますして、発泡性やその他の項目が入るのかどうかということを視野に入れて検討をし、検討会に改正方針を提案するようにいたします。

○松井座長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しにつきましては、いただきました御意見を踏まえて、事務局の方針ですすめていただければと思います。ありがとうございます。

次に資料1の4に入ります。事務局から説明をお願いします。

○上島室長補佐 資料1の4を説明させていただきます。

資料1の7ページ、4の第1及び第2補遺を含んだWHO飲料水水質ガイドライン（第4版）

についてです。2022年3月21日、アップデートされたWHO飲料水水質ガイドライン第4版が公表されました。主要な更新があった箇所は次の部分となります。第5章サーベイランス、第6章特殊な状況における本ガイドラインの適用、第8章化学的観点、第9章放射線学的観点、第11章微生物ファクトシート、第12章化学物質ファクトシートの部分となります。

ここでは、水質基準項目等と関係ある第12章の変更点、次の14項目を取り上げます。1つ目が藻類毒のアナトキシン類です。今回新規に設定された項目です。2つ目がアスベストです。もともと第4版で評価がなされておりましたが、新たに評価がなされました。ガイドライン値は未設定のままです。3つ目はベンタゾンで、こちらも新しい評価がなされましたが、ガイドライン値は未設定です。4つ目はクロムです。こちらは新しい評価がなされ、ガイドライン値の変更はありませんでしたが、暫定ガイドライン値の暫定が解除されました。5番目シンドロスパーモプシンです。こちらは藻類毒で、新規に設定されたものです。6番目ヨウ素です。新しい評価がなされましたが、ガイドライン値は未設定のままです。7番目マンガンです。新しい評価がなされ、暫定のガイドライン値が設定されております。設定値は0.08mg/Lとなっています。8番のマイクロキスチン（シアノバクテリア毒素）です。以前はシアノバクテリア毒素：マイクロキスチンLRの項目でしたが、新しい評価がなされ、暫定短期ガイドライン値が設定されたものとなります。9番のニッケルになります。新しい評価がなされましたが、ガイドライン値の変更はありません。10番有機スズです。以前はジアルキルチンとして設定されておりました。一部の有機スズについての評価をもとに健康に基づく値が提案されています。11番のサキシトキシンは藻類毒であり、新規に設定されたものです。12番銀になります。新しい評価がなされましたが、ガイドライン値は設定されず、飲料水中の銀濃度の上昇が予想される場合の仮のガイドライン値が提案されました。13番はテトラクロロエチレンです。新しい評価がなされ、ガイドライン値が0.04mg/Lから0.1mg/Lに見直しされました。14番目トリクロロエチレンです。新しい評価がなされ、耐容一日摂取量TDIが $0.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/dayに見直しされ、ガイドライン値が0.02mg/Lから0.008mg/Lと変更となりました。詳細については資料次のページで取り扱います。

この中で、藻類毒に関連する1、5、8、11の項目については、産生する藻類が関係してまいりますので、「水道における微生物問題検討会」で取り扱うこととします。5につきましては令和3年度第1回水道における微生物問題検討会で取り上げております。

次のページにまいります。トリクロロエチレンの現行の評価とWHO新ガイドライン値の設定について表にお示ししております。現在の基準値については、平成23年4月1日に施行しております。このときの評価として食品安全委員会の評価があります。発がん性、非発がん性の評価がそれぞれされております。非発がん性については、交配前から妊娠期間のラットの飲水投与試験における胎児の心臓奇形リスク（10％）に相当するベンチマークドーズの値を用いて評価しておりました。この時のTDIは $1.46 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日となっております。発がん性については、マウスの肝発がん性に基づいて、マルチステージモデルを用

いた発がん性リスクから評価をしております。この時の評価値は0.03mg/Lとなっています。この時は非発がん性のTDIを用いて、基準値を設定しております。その際に（２）暴露量の評価を行っております。第8回厚生科学審議会生活環境水道部会で審議いただき、経口摂取だけでなく、入浴時の吸入及び経皮暴露を考慮して、一日5L暴露として、70%の割当率を用いて計算しております。資料1参考3に当時の資料をご用意しております。こちらは、平成22年2月2日第8回厚生科学審議会生活環境水道部会資料3として作成されたものです。この中2ページに表としてトリクロロエチレンを取り扱っています。当時の評価がまとまっており、さきほど説明した内容となります。次に資料1参考3の5ページにまいります。②トリクロロエチレンになります。食品安全委員会は、当時のWHOガイドライン第3版第1次追補と同様に寄与率50%として、評価値18.3 μ g/Lを参考値として示していました。この審議会では、資料の下線部のとおり、トリクロロエチレンの暴露状況を考慮しまして、寄与率を再検討しています。そこでは、水道水の寄与率を入浴時の吸入・経皮暴露を考慮して70%とし、評価値0.01mg/Lに強化するという考えが示されています。寄与率70%については、資料1参考3の別紙として詳細説明があります。11ページになりますが、トリクロロエチレンの評価値についてという資料になります。トリクロロエチレンについては、一般に水道水中濃度は低いですが、汚染された地下水を水源としている場合等、特異的に高濃度に存在する婆合があるため、そのような場合を想定したリスク評価を行う必要がある。また、我が国のライフスタイルとして、入浴の頻度がきわめて高いことから、水道水からの蒸発に関して追加暴露を考慮すべきとしたWHOの指摘を踏まえ、入浴時における吸入及び経皮暴露を考慮すべきと考えられる。多媒体・多経路からの暴露量の合算方法については、飲料水の評価値が過小に算定されるよう単純合計によるものとする。また、入浴時における吸入及び経皮暴露については、WHOの指摘を踏まえて一日当たり3L相当として見積ることとした。当時そのような検討を行っております。

資料1にもどります。当時このような暴露量の検討を行いTDI:0.00146mg/kg体重/day、体重50kg、5L暴露、割当率70%を用いて基準値0.01mg/Lを算出しております。

右側になりますが、WHOの今回の見直しの内容になります。WHOのガイドライン値は三つの重要な研究データをもとにTDI0.0005mg/kg体重/dayとして設定しております。複数の影響を考慮しているとして、適当な設定と評価をしております。

この三つの実験データとしては、

- ・TDI:0.0006mg/kg 体重/day (Keil et al. (2009))、エンドポイントとして雌マウスの胸腺の重量減少

- ・TDI:0.00037mg/kg 体重/day (Peden-Adams et al. (2009))、エンドポイントとして発達免疫毒性（プラーク形成系細胞反応減少）

- ・TDI:0.00064mg/kg 体重/day (Johnson et al. (2003))、エンドポイントとしてラットの先天性心疾患

となります。

一つ目、三つ目のデータは、トリクロロエチレンの代謝を取り扱った多くの研究から導出されたPBPKモデルを用いて、算出しているものとなります。WHOの算出方法として、体重60kg、一日に2L暴露として、50%の割当率として、ガイドライン値0.008mg/Lが算出されております。

次に日本でのトリクロロエチレンの検出状況になります。最新の水道統計、令和元年度までになりますけれども、例年の最大値は基準値0.01mg/Lとほぼ同等となっています。

今後の方針になります。平成23年の前回の見直し際に暴露量の評価を行っているため、割当率等を再度検討することが必要と考えます。また、トリクロロエチレンについては水道用薬品、資機材材質基準及び給水装置浸出性基準における検出状況について、関係機関に調査をすることを考えております。評価内容について、今後本検討会にて検討いただくことを考えております。

説明は以上となります。

○松井座長 ありがとうございます。

それでは、御意見等がございましたら、お願いします。

○浅見委員 ありがとうございます。

御説明していただいたように、WHOに新しいガイドラインが設定されたとのことで、現在の検出状況も基準超過の事例もなく、見直しを急ぐ状況ではないのかなと思っています。当時の基準値を決めたときの大気中の検出状況というのが、汚染がある時の状況でした。もし見直しを行う場合には、大気の方のデータですとか、暴露の経路とかを再度検討することが望ましいのではないかと思います。

現在の行政の継続性の確保として、値が厳しくなるかもしれませんが、オーダーは変わるものではないのかなと思います。

○上島室長補佐 浅見委員ありがとうございます。大気中の汚染については、確認していきたいと考えます。揮発性については、H23年の内容をしっかりと確認して、最新のデータなどをそろえて、直ちに変更になるものではないと思いますが、この検討会へお諮りしたいと考えております。

○広瀬委員 WHOの再評価であって、毒性評価はそこまで新しいデータではない。食品安全委員会も見ているデータだと思われます。毒性の取り方は違っているかもしれない。ただ、ガイドライン値は日本の評価値と違いはないので、すぐにではないけど、暴露評価と毒性評価について見直すというのか、どこが違うのか検証してもいいかもしれない。

○松井座長 ほかにございますでしょうか。いただいた御意見を踏まえて、検討を進めて

もらえればと思います。

それでは、最後に議題2としてその他については、事務局から何かありますでしょうか。

○上島室長補佐 その他として資料2となります。簡単な内容となっております。URLが載っております。EPAのURLとなっております。URLのページの掲載内容をPDFにしたものを画面に共有します。6月15日にアメリカのEPAがPFOS、PFOA等の健康勧告値についてニュースリリースをしております。評価等に見直しがされております。この情報を含めて、国内外の知見を収集して、当検討会にて有機フッ素化合物について、今後検討いただく予定でございます。こちらは情報提供となります。事務局とはしては以上です。

○松井座長 ありがとうございます。

それでは、何かございましたら、お願いします。

○浅見委員 プレスリリースが出たとのことで、ご覧になられた方もいるのではないかと思います。原文等をよく見て、エンドポイントとかこういう評価が本当に使われるのか、アメリカ内部でも色々御意見があると思いますので、状況をよく調べて、日本でもどういう形でやっていくのか、落ち着いて見た方がいいのかなと思います。

○松井座長 ありがとうございます。

他にございましたら、お願いします。

それでは国内外の最新知見を収集するように、事務局で進めてください。

○西村委員 一つお伺いします。水質管理目標設定項目の消毒副生成物のジクロロアセトニトリル、抱水クロラールについては、現状超過地点はないので問題ないと思いますが、対50%超過地点が数カ所継続してあります。10%超過地点も多くあるので、今後消毒副生成物に対する対応や調査する案はございますか。全体的に消毒副生成物について、水質基準項目以外の項目について検討を進めたほうがいいのではないかと考えています。厚生労働省としてどのような考え方なのかお聞かせいただきたいと存じます。

○上島室長補佐 水質管理目標設定項目の抱水クロラールなどの一部の項目は、10%超過、50%超過地点が継続しているということは承知しております。水質基準項目の消毒副生成物について基準超過している地点があり、聞き取りを行って対応しているところです。水質管理目標設定項目についてはなかなか、すべての地点をみきれていないのか現状です。まずは、そういった地点の聞き取りをおこない、どういった原因やどういった対策をとったかを水質基準項目と同様にみておかないといけないと感じております。なかなか、すべての地点に触れられていないというところですが、まずはそこに触れていきたいと考えてお

ります。その中で、原因と対策というところで、共通点があるのか、当然消毒副生成物ですので、多数の共通点があると思いますが、水道事業者等にとって有用な情報が出せるのか、調査することで今後の見直しに資することができるのかを踏まえて検討していきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○西村委員 今ご回答いただいた内容を了解しました。非常に重要な点も含んでいますので、引き続き調査なり、聞き取りのデータを収集していただき、水道事業者等に何かプラスになるようなことがお返しできるような形で進めていただければと思います。

○松井座長 そのほか、よろしいでしょうか。

本日の議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○渡邊室長補佐 本日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、皆様に御確認いただいた後、ホームページで公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして閉会といたします。本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。